

## 標準旅行業約款の一部の改正について(概要)

### 1. 背景

旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)第12条の2第1項に規定する旅行業約款については、同法第12条の3第1項に基づき、標準旅行業約款(平成十六年国土交通省告示第千五百九十三号)を定めているところである。

昨今の旅行業を取り巻く社会情勢の変化に対応した標準旅行業約款のあり方について検討するため、平成23年7月から「標準旅行業約款の見直しに関する検討会」を開催してきたが、平成25年12月に開催された同検討会において、同約款における定義の明確化及び暴力団排除条項を新設することについて合意が得られた。

については、合意事項について標準旅行業約款に反映させるため、所要の改正を行うこととする。

### 2. 概要

今般改正を行う事項は次のとおり。

#### (1)「旅行開始後」の定義の明確化

- ① 標準旅行業約款における取消料表において、従来あいまいであった「旅行開始後」の定義について明確化を図り、添乗員等による受付が行われない場合において、最初の運送機関が航空機であるときは、「乗客のみが入場できる飛行場構内における手荷物の検査等の完了時」とする(その他に、船舶、鉄道、宿泊機関等の場合についても明確化を図る)。
- ② 特別補償規程の適用開始時点となる、航空機に係るサービス提供開始時の定義について、ウェブチェックインが行われている実情を反映させ、明確化を図り、添乗員等による受付が行われない場合において、最初の運送機関が航空機であるときは、「乗客のみが入場できる飛行場構内における手荷物の検査等の完了時」とする。

#### (2)暴力団排除条項の新設

- ① 暴力団排除条項を新設し、いわゆる「反社会的勢力」の関係者であることを理由とした旅行契約の締結の拒否や旅行者による契約解除、特別補償規程補償金の支払いの拒否ができることを可能とする。

### 3. スケジュール

公 布	平成26年 4月21日
施 行	平成26年 7月 1日